

釧路市中小企業融資制度についてのご相談は
市 または 取扱金融機関 へどうぞ

● 取扱金融機関

北洋銀行 釧路中央支店 23-5111	釧路信用組合 本店 22-3162	釧路信用金庫 本店 23-0111
鳥取支店 24-4131	鳥取支店 23-1238	共栄大通支店 23-1681
新橋大通支店 24-4121	西港支店 51-0811	南支店 41-1196
北海道銀行 釧路支店 23-3117	愛国支店 36-2705	城山支店 41-7237
鳥取支店 23-2206	桜ヶ岡支店 91-2041	春採支店 41-3312
西港支店 51-6811	緑ヶ岡支店 41-4131	愛国支店 36-2505
白糠支店 (01547)2-2161	桂木支店 37-3443	西港支店 52-1366
大地みらい信用金庫 釧路支店 23-5341	桜ヶ岡支店 91-3232	美原支店 36-4121
北陸銀行 釧路支店 22-5126	釧路新橋支店 23-5471	武佐支店 46-1221
北見信用金庫 釧路支店 22-7531	桜ヶ岡支店 91-1144	木場支店 37-9188
網走信用金庫 釧路支店 24-0165	釧路東支店 37-1161	昭和支店 55-4128
釧路北支店 38-3111	武佐支店 46-2461	阿寒支店 66-3236
商工組合中央金庫 釧路営業所 42-0671	鳥取西支店 52-2821	阿寒湖畔支店 67-2811
	音別支店 (01547)6-3010	白糠支店 (01547)2-2164

※ 協同組合等事業資金（協同組合等事業型）は商工組合中央金庫のみの取り扱いとなります

* セーフティネット保証制度について *

経営の安定化を図るための借り入れや、資金繰りの円滑化を図るための借り換えを行う際に、既存の保証限度額とは別枠の保証を受けられる場合があります。制度のご利用にあたっては、業種、売上高、金融機関からの借り入れ状況などに基づく市の認定が必要となりますので、詳細についてはお問い合わせください。

● お問い合わせ先

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地
釧路市産業振興部商業労政課商業労政担当（市役所4階） Tel.(0154)31-4611

〒085-0292 釧路市阿寒町中央1丁目4番1号
釧路市阿寒町行政センター地域振興課 Tel.(0154)66-2121

〒088-0192 釧路市音別町本町1丁目40番地
釧路市音別町行政センター地域振興課 Tel.(01547)6-2231



釧路市中小企業振興条例に基づく

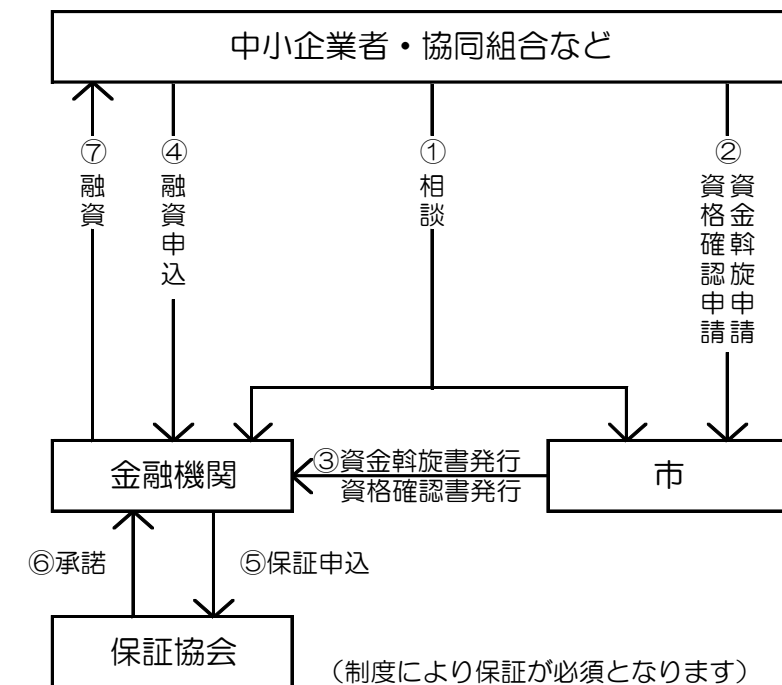
釧路市中小企業融資制度

2020年度

● ご利用できるかた

1. 市内で事業を営むかた（創業支援資金、空き地・空き建物再生事業資金、中心市街地活性化事業資金を除く）
2. 同一事業を原則として1年以上引き続き営んでいるかた（創業支援資金を除く）
3. 北海道信用保証協会の保証対象業種である事業を行うかた
4. 市税の滞納がないかた

* お申し込みからご融資まで *



☆ 釧 路 市

● 釧路市中小企業融資制度一覧

2020年4月1日 現在

貸付金の種類	用途	下記【共通要件】ほか必要となる主な条件	種別 (※1)	貸付限度額 (既往の融資残高を含めた額)	貸付期間 (据置期間は1年以内)	貸付利率 (※2)	利子補給	信用保証
① 丸 釧 資 金	経営合理化に係る運転資金または設備の近代化や合理化に係る設備資金に充てるもの	—	運転資金 設備資金	5,000万円	15年以内 (運転資金の場合7年以内)	1.30%	0.00%	保証付
② 創 業 支 援 資 金	創業に係る運転資金もしくは設備資金に充てるもの	・市内で創業を行う見込みがある、または行ってから5年を経過していないこと ・認定経営革新等支援機関の支援する事業計画書を用意すること(※3)	運転資金 設備資金	1,500万円	15年以内 (運転資金の場合7年以内)	3年間 無利子 4年目以降 1.30%	1.30% (融資実行日から3年間)	必要に応じ保証付(※4)
③ が ん ば る 企 業 応 援 資 金	事業の拡大や新たな事業分野への進出、もしくは経営・サービスの効率化と近代化に係る運転資金または設備資金に充てるもの	・認定経営革新等支援機関の支援する事業計画書を用意すること(※3)	運転資金 設備資金	5,000万円 (運転資金の場合2,000万円) (協同組合は1億円、ただし設備資金に限る)	15年以内 (運転資金の場合7年以内)	3年間 無利子 4年目以降 1.30%	1.30% (融資実行日から3年間)	必要に応じ保証付
④ 空 地 ・ 空 建 物 再 生 事 業 資 金	空き地・空き建物の再生を図るための設備資金に充てるもの	・市が定める地域(※5)で、空き地における建物の新設や、空き建物の取得・改修・建替え等に取り組むこと	設備資金	1億円	15年以内	3年間 無利子 4年目以降 2.10%	2.10% (融資実行日から3年間)	必要に応じ保証付
⑤ 中小企業経営安定資金	セーフティネット型	経済状況の変化に対応し、経営の安定化を図るための運転資金に充てるもの	・中小企業信用保険法第2条第5項(セーフティネット保証)の認定を受けている小規模事業者であること ・倒産企業に対して債権を有している中小企業者であること	500万円	3年以内	0.80%	1.30%	必要に応じ保証付
	倒産関連型							
⑥ 中心市街地活性化事業資金	まちなか再生型	中心市街地活性化事業に係る設備資金に充てるもの	・中心市街地エリア(※5)にて、建物等の新設、既存建物の改修、もしくは建物を取得し改修に取り組むこと ・中心市街地エリア(※5)にて、賃貸用集合住宅の建設事業に取り組むこと	2億円	15年以内	3年間 無利子 4年目以降 2.10%	2.10% (融資実行日から3年間)	必要に応じ保証付
	まちなか住居供給型							
⑦ 協同組合等事業資金	協同組合等事業型	組織金融の円滑化または共同事業の資金に充てるもの	・組合運営の強化を図るための共同事業の資金や構成員への転貸資金であること ・経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業計画の登載事業に取り組むこと	運転資金	5,000万円	15年以内	1.30%	0.00%
	商店街活性化事業計画型			運転資金 設備資金				
⑧ 高 度 化 事 業 資 金	高度化事業を推進するために必要な設備資金に充てるもの	・北海道から貸付を受ける高度化事業に取り組むこと	設備資金	5,000万円	15年以内	1.30%	0.00%	必要に応じ保証付

【共通要件】

1. 市内で事業を営むものであること(②、④および⑥の貸付金を除く)
2. 同一事業を原則として引き続き1年以上営んでいること(②の貸付金を除く)
3. 事業が北海道信用保証協会の保証対象業種であること
4. 市税の滞納がないこと

- ※1 設備資金に係る融資斡旋については、事業着手前の申請が必要ですので必ず事前にご相談ください。運転資金と設備資金を同時に申請する場合、それぞれ申請が必要です。
- ※2 市中金利の変動により、年度途中でも変更になる場合がありますので、必ずご確認ください。
- ※3 認定経営革新等支援機関とは中小企業者が経営相談が受けられる国が認定する公的支援機関です。市内の認定経営革新等支援機関については、中小企業庁のホームページでご確認ください。
- ※4 1事業者に1回限り、釧路市では信用保証料補助を行います。融資実行日の翌日から90日以内に釧路市に申請することができます。
- ※5 対象する地域、地区については、釧路市のホームページでご確認ください。
- ※6 本制度は融資の斡旋を行なうもので融資の実行を保証するものではありません。金融機関の審査の結果、希望どおりの融資を受けられない場合もありますのでご注意ください。